地欄の

「チさいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目二十四番二号
ヤクオノヰウムラナネツソレタヨカワヲ
横浜支店　横浜市神奈川区栄町五番地一
藤沢支店　藤沢市南藤沢五番九号
新潟支店　新潟市中央区東大通一丁目三番十号
金沢支店　金沢市西念二丁目一番一号
静岡支店　静岡市駿河区森下町四番十七号
松本支店　松本市中央一丁目十七番十六号
名古屋支店　名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号
京都支店　京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
神戸支店　神戸市中央区北浜三丁目六番地十三号
岡山支店　岡山市北区野田三丁目一番一号
広島支店　広島市中区上八丁堀四番一号
松山支店　松山市三番町二丁目十七番十五号
高松支店　高松市中央町七丁目一番二十一号
福岡支店　福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
長崎支店　長崎市万才町三番五号
熊本支店　熊本市水道町三番二十二号
大分支店　大分市金池町二丁目一番十六号
」
を
「チ
ヤクオノヰウムラナネツソレタヨカワヲ
大熊長北福松高広岡神大京名静松金新横さ

**○関東地方整備局告示第五十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線及び三・三・一号和戸町竜王線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月二十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原、字伊勢河原、字西耕地、字中耕地及び字上北裏地内

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第五十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月二十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲斐市大字大下条字金ノ尾及び字御岳田地内

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第五十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線及び三・三・一号和戸町竜王線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月二十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原、字伊勢河原、字西耕地、字中耕地及び字上北裏地内

使用の部分　なし

**○岡山県公安委員会告示第十六号**

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十四日

岡山県公安委員会委員長　正野　隆士

指定暴力団

平成二十二年十二月十日岡山県公安委員会告示第百九十八号に係る指定番号七二一〇―一の指定暴力団

変更前

一　名称　三代目浅野組

二　代表する者に代わるべき者の氏名　森田文靖

変更後

一　名称　四代目浅野組

二　代表する者の氏名　森田文靖

**○広島県公安委員会告示第十一号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十三年三月四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十三年二月二十四日

広島県公安委員会委員長　水野　勝

一　名称　三代目俠道会

二　主たる事務所の所在地　広島県尾道市山波町三千二十五番地一

三　代表する者の氏名　渡邊　望

四　代表する者の住所　高知県高知市十津四丁目九番十九号

五　指定番号　七三一一―一（平成二十年二月二十八日広島県公安委員会告示第十七号により公示した指定番号七三〇八―一）

**○福岡県公安委員会告示第三十四号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十三年三月四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十三年二月二十四日

福岡県公安委員会委員長　西村　韶道

一　名称　九州誠道会

二　主たる事務所の所在地　福岡県大牟田市上官町二丁目四番地二

三　代表する者の氏名　朴　政浩

四　代表する者の住所　福岡県大牟田市明治町三丁目三番地二―九〇一号

五　指定番号　九〇一一―一（平成二十年二月二十八日福岡県公安委員会告示第五十九号により公示した指定番号九〇〇八―二）

**○福岡県公安委員会告示第三十五号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十三年三月四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十三年二月二十四日

福岡県公安委員会委員長　西村　韶道

一　名称　太州会

二　主たる事務所の所在地　福岡県田川市大字弓削田千三百十四番地一

三　代表する者の氏名　日高　博

四　代表する者の住所　福岡県京都郡苅田町大字集二千七百四十四番地十

五　指定番号　九〇一一―二（平成二十年二月二十八日福岡県公安委員会告示第五十八号により公示した指定番号九〇〇八―一）